

仕 様 書

1 件名：千葉市家庭用指定袋（ごみ袋）製造業務委託（令和8年度第3期）

2 業務内容

家庭ごみを排出するための指定袋（以下「指定袋」という。）の製造及び指定保管場所への荷降ろしを含めた納入業務を行うものとする。

3 製造品名・数量

千葉市家庭用指定袋（ごみ袋） 24,158,000 枚（2,415,800 組）
（内訳）

- ・可燃ごみ用 45 リットル 6,800,000 枚（ 680,000 組）
- ・可燃ごみ用 30 リットル 5,500,000 枚（ 550,000 組）
- ・可燃ごみ用 20 リットル 5,500,000 枚（ 550,000 組）
- ・可燃ごみ用 10 リットル 2,570,000 枚（ 257,000 組）
- ・可燃ごみ用 5 リットル 150,000 枚（ 15,000 組）
- ・不燃ごみ用 20 リットル 1,150,000 枚（ 115,000 組）
- ・不燃ごみ用 10 リットル 550,000 枚（ 55,000 組）
- ・プラスチック資源用 30 リットル 1,494,000 枚（ 149,400 組）
- ・プラスチック資源用 15 リットル 444,000 枚（ 44,400 組）

4 用途：家庭ごみ処理手数料徴収に伴う店舗等での販売用等

5 指定袋等の規格：第1、第2、第3のとおり

6 納入期限・納入数量：第6の1 納入期限・納入数量のとおり

7 納入場所：第6の3 納入場所のとおり

8 品質の確保

市民が購入して使用することを十分に認識し、本仕様書で定める事項に適合するものとする。
店舗販売において問題とならない品質を確保するものとする。

第１ 指定袋の規格について

１ 種類

種類	容量
可燃ごみ用指定袋	４５リットル（特大）
	３０リットル（大）
	２０リットル（中）
	１０リットル（小）
	５リットル（特小）
不燃ごみ用指定袋	２０リットル（大）
	１０リットル（小）
プラスチック資源用指定袋	３０リットル（大）
	１５リットル（小）

２ 表示内容：別紙１に示す記載内容及びレイアウト表示のとおり。

３ 構造、形状

Ｕ形袋（ガゼット袋 Ｕ形・ベロ付き）とし、日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）

Z1711-1994 の規定４の図１のＵ形袋（２）の規格を準用する。

４ 品質、強度 等

種類	フィルムの種類	引張強さ	伸び
可燃ごみ用指定袋	２種Ｂ (JIS Z1702-1994 の規定２の表１)	29.4Mpa 以上 (300kgf/cm ²)	150%以上
不燃ごみ用指定袋	１種Ｂ (JIS Z1702-1994 の規定２の表１)	16.7Mpa 以上 (170kgf/cm ²)	250%以上
プラスチック 資源用指定袋	１種Ｂ (JIS Z1702-1994 の規定２の表１)	16.7Mpa 以上 (170kgf/cm ²)	250%以上

（１）材 質

①可燃ごみ用指定袋：高密度ポリエチレン（HDPE）８８％
低密度ポリエチレン（LDPE）１０％
強化剤（メタロセン）２％

②不燃ごみ用指定袋：低密度ポリエチレン（LDPE）

③プラスチック資源用指定袋：低密度ポリエチレン（LDPE）

（２）外 観：JIS Z1711-1994 の規定 7.1 の品質に適合すること。

（３）性 能：JIS Z1711-1994 の規定 7.2 の品質に適合すること。

（４）品 質：焼却しても塩化水素等の有毒ガスを発生しないもので家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とすること。なお、原材料は、再生原料を使用せず、炭酸カルシウムを混入しないこと。

（５）強 度：日本産業規格 Z1702-1994 の規定 3 の品質に適合すること。

過去、裁断面を原因とした不良品が多く発生した事例があることから、縦裂け等の不良品が発生することのないよう、裁断面の品質保持対策に留意するとともに袋の裁断に用いる刃の研磨等の管理を適切に行うこと。

（６）その他：強度確認方法

- ・ U形部分の持ち手１箇所を固定し逆の持ち手に 1kg の重量を取り付けて固定箇所と同等の高さから落下させた際、縦裂けが起きない強度とする。
- ・ 製造したごみ袋の長さの約 4 分の 1 の高さまで水を入れ、約 10 秒間に約 50cm 高低差で上下に 5 回振った際、底抜け、胴部分の裂け目等が起きない強度とする。

５ 寸法等

種類	容量	寸法	厚さ
可燃ごみ用指定袋	４５リットル	縦 880mm×横 450mm×幅 200mm	0.033mm
	３０リットル	縦 780mm×横 380mm×幅 180mm	
	２０リットル	縦 710mm×横 320mm×幅 160mm	
	１０リットル	縦 560mm×横 250mm×幅 140mm	
	５リットル	縦 400mm×横 220mm×幅 140mm	
不燃ごみ用指定袋	２０リットル	縦 710mm×横 320mm×幅 160mm	0.033mm
	１０リットル	縦 560mm×横 250mm×幅 140mm	0.030mm
プラスチック資源用指定袋	３０リットル	縦 750mm×横 400mm×幅 190mm	0.033mm
	１５リットル	縦 630mm×横 290mm×幅 160mm	

※横：仕上がり幅、幅：ガゼット幅

- （１）袋の寸法の許容度について、縦は合成樹脂加工品品質表示規程（平成 29 年 3 月 30 日消費者庁告示第 5 号）に適合すること。横及び幅は JIS Z1711-1994 の規定 6.2 の表 4 に適合すること。
- 厚さについては、上記表の数値を基準とし、本市及び第三者検査機関が実施する各点検・検査項目の品質に適合させること。
- （２）その他の寸法の詳細については、別紙 1 を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議を行った上で決定すること。

６ 袋本体の色

種類	袋本体の色
可燃ごみ用指定袋	薄緑色半透明
不燃ごみ用指定袋	無色半透明
プラスチック資源用指定袋	薄青色半透明

（注 1）色彩等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で、最終的には発注者の指示に従うものとする。

可燃ごみ用指定袋本体の色は、契約後貸与するサンプル片の色（PANTONE 345 c と同等の色）に、プラスチック資源用指定袋本体の色は、契約後貸与するサンプル片の色（PANTONE 305 c と同等の色）に合わせることを。

（注 2）色むらがないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

（注 3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注 4）使用する顔料及びインキについては、印刷インキに関する自主規制（2006 年印刷インキ工業連合会制定、以下「NL 規制」という。）に準拠したインキを使用すること。

７ 印刷内容等

（１）図案及び表示等

図案及び表示等については、別紙1に示すレイアウト例及び発注者が貸与する電子データを参照とし、片面1色刷りとすること。

なお、実際に記載する図案や表示等の詳細については、発注者から別途指示する。記載内容やレイアウト等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で版下を作成し、内容等について校正を受けること。

（2）文字等の色

種類	文字等の色
可燃ごみ用指定袋	濃い緑色（1色）
不燃ごみ用指定袋	ピンク色（1色）
プラスチック資源用指定袋	濃い青色（1色）

（注1）色彩等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で、最終的には発注者の指示に従うものとする。

印刷された色は、契約後貸与するサンプル片の色（可燃ごみ用：PANTONE 341c、不燃ごみ用：PANTONE 213cと同等の色、プラスチック資源用：PANTONE 2369cと同等の色）に合わせること。

（注2）文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

（注3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注4）使用する顔料及びインキについては、NL規制に準拠したインキを使用すること。

第2 外装袋の規格について

1 材質、色：ポリエチレン製、乳白色半透明とする。

（注）色彩等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で、最終的には発注者の指示に従うものとする。

2 表示内容：別紙2に示す記載内容及びレイアウト表示のとおり。

3 品質、強度 等

（1）品質：焼却しても塩化水素等の有毒ガスを発生しないもので家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とすること。なお、原材料は、再生原料を使用せず、炭酸カルシウムを混入しないこと。

（2）外観：JIS Z1711-1994の規定7.1の品質に適合すること。

（3）性能：JIS Z1711-1994の規定7.2の品質に適合すること。

（4）形状：ごみ袋を1枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋上部中央に半月状のミシン目を付けた取出し口を設けること。ミシン目は細かいものとし、搬送時等に剥離しないよう加工すること。

（5）包装：ごみ袋10枚を単位（1組）として、外装袋で包装する。包装する際の指定袋の折り方は、1枚ずつ縦の長さを四つ折りにしたものを10枚重ねて、横の長さを二つ折りにした上で外装袋に封入し、取出し口以外から内容物が出てこないよう、ヒートシールにより確実かつ正確に溶着すること。

（6）その他：品質管理のため、製造時の日時や製袋機等のロット等が判明できる記号や番号を外装袋の裏面に表示すること。

4 寸法等

種類	容量	寸法	厚さ
可燃ごみ用指定袋	45リットル	縦 300mm×横 270mm	0.02mm 以上
	30リットル	縦 265mm×横 245mm	
	20リットル	縦 240mm×横 230mm	
	10リットル	縦 200mm×横 190mm	
	5リットル	縦 170mm×横 155mm	
不燃ごみ用指定袋	20リットル	縦 240mm×横 230mm	
	10リットル	縦 200mm×横 190mm	
プラスチック資源用指定袋	30リットル	縦 270mm×横 245mm	
	15リットル	縦 220mm×横 205mm	

- (1) 袋の寸法の許容度は、±10mm とする。ただし、製造過程において、内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。厚さについては、上記表の数値に適合させること。
- (2) その他の寸法の詳細については、別紙 2 を参照することとし、最終的な決定は発注者と協議を行った上で決定すること。

5 印刷内容等

(1) 図案及び表示等

図案及び表示等については、別紙 2 に示すレイアウト例及び、発注者が貸与する電子データを参照すること。

なお、実際に記載する図案や表示等の詳細については、発注者から別途指示する。記載内容やレイアウト等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で版下を作成し、内容等について校正を受けること。

(2) 文字等の色

種類	文字等の色
可燃ごみ用指定袋	濃い緑色（１色）
不燃ごみ用指定袋	ピンク・黒色（２色）
プラスチック資源用指定袋	濃い青色（１色）

(注 1) 色彩等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で、最終的には発注者の指示に従うものとする。

印刷された色のうち、濃い緑色、ピンク色及び濃い青色は契約後貸与するサンプル片の色（濃い緑色：PANTONE 341c、ピンク色：PANTONE 213c と同等の色、濃い青色：PANTONE 2369c と同等の色）に合わせることに。

(注 2) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注 3) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

(注 4) 使用する顔料及びインキについては、NL 規制に準拠したインキを使用すること。

6 穿孔

(1) (不燃ごみ用指定袋)

不燃ごみ用指定袋の外装袋上部ヒートシール下のスペースの左端から 20mm 以上 100mm 以下の範囲の場所を目安として、1 穴穿孔すること。ただし、穴の直径は 10mm 程

度とする。

（２）（プラスチック資源用指定袋）

プラスチック資源用指定袋の外装袋上部ヒートシール下のスペースの左端から 20mm 以上 100mm 以下の範囲の場所を目安として、並列に 2 穴穿孔すること。ただし、穴の直径は 10mm 程度とし、穴中心間ピッチは 20～30mm 程度とする。

7 ロット番号等について

指定袋の品質管理のために、製造年月日及び製造工場等が判明できる記号や番号を、外装袋の裏面に印字して表示すること。また、表示した記号や番号は発注者が確認できるよう、識別手法について電子データ又は文書にて提出すること。

第 3 外箱の規格及び梱包について

- 1 材 質：段ボール箱とする。
- 2 表示内容：別紙 3 に示す記載内容及びレイアウト表示のとおり。
- 3 寸法等

種類	容量等		単位	寸法	梱包重量
可燃 ごみ用 指定袋	45L	搬入	1 箱(50 組)	縦 260mm×横 510mm×高さ 230mm	18.0kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 260mm×横 255mm×高さ 230mm	9.0kg
	30L	搬入	1 箱(50 組)	縦 210mm×横 460mm×高さ 230mm	14.0kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 210mm×横 230mm×高さ 230mm	7.0kg
	20L	搬入	1 箱(50 組)	縦 200mm×横 420mm×高さ 230mm	10.6kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 200mm×横 210mm×高さ 230mm	5.3kg
	10L	搬入	1 箱(100 組)	縦 160mm×横 350mm×高さ 400mm	12.8kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 160mm×横 175mm×高さ 200mm	3.2kg
不燃 ごみ用 指定袋	5L	搬入	1 箱(100 組)	縦 270mm×横 280mm×高さ 230mm	10.4kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 270mm×横 140mm×高さ 115mm	2.6kg
	20L	搬入	1 箱(50 組)	縦 200mm×横 420mm×高さ 230mm	10.0kg
		配送	10 組(100 枚)/ピース	縦 200mm×横 420mm×高さ 44mm	2.0kg
	10L	搬入	1 箱 (100 組)	縦 160mm×横 350mm×高さ 400mm	13.0kg
		配送	10 組(100 枚)/ピース	縦 160mm×横 350mm×高さ 40mm	1.3kg
プラス チック 資源用 指定袋	30L	搬入	1 箱(50 組)	縦 225mm×横 430mm×高さ 215mm	14.0kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 225mm×横 215mm×高さ 215mm	7.0kg
	15L	搬入	1 箱(100 組)	縦 170mm×横 370mm×高さ 410mm	14.0kg
		配送	25 組(250 枚)/ピース	縦 170mm×横 185mm×高さ 205mm	3.5kg

※ピース…各梱包内で可燃ごみ用は 25 組ずつ、不燃ごみ用は 10 組ずつ、プラスチック資源用は 25 組ずつを 1 ピースとしてビニール袋で梱包して仕分けする。

寸法等については、上表を目安とする。ただし、製造過程において、外箱と内容物との間に隙間ができないようにするなど寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度、速やかに発注者へ報告し、発注者の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

4 外箱の強度

梱包された状態でパレットに積み重ねた状態（約 5 段）で輸送並びに保管に耐えうる強度を補完するものを使用すること。強度不足により、保管中の段ボール箱が潰れる等の不具合が生

しないようにすること。

5 文字等の色

種類	文字等の色
可燃ごみ用指定袋	濃い緑色（1色）
不燃ごみ用指定袋	ピンク色（1色）
プラスチック資源用指定袋	濃い青色（1色）

（注1）色彩等の決定については、発注者と打ち合わせを行った上で、最終的には発注者の指示に従うものとする。

印刷された色は、契約後貸与するサンプル片の色（可燃ごみ用：PANTONE 341c、不燃ごみ用：PANTONE 213cと同等の色、プラスチック資源用：PANTONE 2369cと同等の色）に合わせることを。

（注2）文字欠け、色むら等がないようにすると同時に色にばらつきがないこと。

（注3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

（注4）使用する顔料及びインキについては、NL規制に準拠したインキを使用すること。

6 梱包単位

種類	容量	1箱の組数
可燃ごみ用指定袋	45リットル	50組/2ピース（500枚）
	30リットル	50組/2ピース（500枚）
	20リットル	50組/2ピース（500枚）
	10リットル	100組/4ピース（1,000枚）
	5リットル	100組/4ピース（1,000枚）
不燃ごみ用指定袋	20リットル	50組/5ピース（500枚）
	10リットル	100組/10ピース（1,000枚）
プラスチック資源用指定袋	30リットル	50組/2ピース（500枚）
	15リットル	100組/4ピース（1,000枚）

7 外箱への収納方法等

荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意し、最終的には発注者と協議の上、収納方法の決定を行うこととする。

なお、各梱包内で可燃ごみ用は25組ずつ、不燃ごみ用は10組ずつ、プラスチック資源用は25組ずつを1ピースとしてビニール袋で梱包して仕分けし、ピース単位での運搬が容易に出来る状態にすること。（指定袋を取扱店舗へ配送する際、ピース単位で運搬するため）

（注）不燃ごみ用は5組ずつ積み重ねた山を2つ横に並べて、ビニール袋で梱包すること。

8 その他

梱包する段ボール箱は、金具等は使用せず、接着面は透明テープ等で接着すること。また、ピース単位で梱包するビニール袋についても同様とする。

第4 製造する指定袋の事前点検について

1 目的

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定袋が本仕様書と発注者が指示した事項及び発

注者と協議の上決定した事項について適合していることを確認するため実施する。

2 スケジュールの提出

納入期限に間に合うよう計画し、サンプル品製造から納入までのスケジュールを、契約締結日から2週間以内に、電子データ又は文書で発注者へ提出すること。

3 レイアウトの提出

発注者の規格に基づき、指定袋・外装袋及び外箱のレイアウトを作成し、電子データ又は文書にて提出し、校正を受けること。

4 第一次点検及び第二次点検用サンプル品の提出

前記3のレイアウト校正に合格後、本仕様書における「包装」を行ったものを、本製造開始前に各種各容量のサンプル品3組（1組10枚入り）ずつを第一次点検用のサンプルとして提出すること。また、第三者検査機関による検査（第二次点検）用のサンプル品も併せて提出すること。

なお、発注者へ提出したサンプル品については、納入数量には含まないものとする。

5 点検方法（第一次点検）

前記4で提出された第一次点検用サンプル品を本仕様書並びに発注者から指示した事項及び協議の上決定した事項に適合しているか、次のとおり発注者が点検する。

（1）表示等の点検

色、文字、レイアウト、バーコード、商品番号を目視、手触りにより点検する。

（2）寸法、厚さの点検

寸法はそれぞれの長さを測定し、基準を満たしているか点検する。

厚さについては、10か所を測定し、すべてが基準値の±0.007mmの範囲内であり、かつ、7か所以上が基準値以上であることを点検する。

（3）印刷強度の点検

セロハンテープを印刷面に貼り付けた後に剥がしても顔料やインキの剥離がないか点検する。また、水に濡らした手で数回揉んでも顔料やインキの剥離がないか点検する。

（4）水漏れの点検

製造したごみ袋の長さの約4分の1の高さまで水を入れ、約10秒間に約50cm高低差で上下に5回振った際、底抜け、胴部分の裂け目等が起きないか点検する。

（5）袋の強度の点検

U形部分の持ち手1箇所を固定し逆の持ち手に1kgの重量を取り付けて固定箇所と同等の高さから落下させた際、縦裂けが起きないか点検する。

（6）その他

上記の他、疑義がある部分については点検する。

6 再点検について

前記4で提出されたサンプル品について、前記5（第一次点検）の点検の結果、不適合となった場合は再点検を実施する。再点検を実施する場合は発注者の指示に従い、改善した再点検用サンプル品を速やかに発注者へ提出すること。また、改善した第二次点検用サンプルも併せて提出すること。

なお、再点検を実施することによって前記2で提出したスケジュールに変更が生じる場合は、直ちに発注者へ電子データ又は書面で報告し、発注者の承認を受けること。

7 第三者検査機関による検査（第二次点検）証明書の提出

発注者が前記5又は6の点検を行い、本仕様書の基準等に適合していることを確認した後、受注者は発注者の指示に従い、各種各容量のサンプル品について国内の第三者検査機関による検査（第二次点検）を受けること。

検査対象とする指定袋は、発注者が受注者の指定する国内の第三者検査機関へ送付するものとする。

検査内容については別紙４に定める試験項目とし、第三者検査機関による各種各容量の試験結果が本仕様書の基準に適合したことを証明する検査証明書の原本を第１回納品分製造完了前に提出すること。

なお、第二次点検にて不適合となった場合は、前記５又は６の点検結果や本製造への移行の有無に関わらず、発注者の指示に従い、修正等を行うこと。また、修正作業の内容を発注者へ電子データ又は書面で報告し、発注者の承認を受けること。

検査に係る一切の費用は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者が受注者の指定する国内の第三者検査機関へ送付する送料は除く。

８ その他

- （１） 受注者は発注者による第一次点検が無事終了し、発注者からの本製造移行に関する承認が出された場合に限り、指定袋の本製造を開始することができる。
- （２） 各点検及び修正作業に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

第5 本製造にあたっての注意事項について

1 現場管理責任者届の提出

指定袋の製造においては、現場管理責任者を選任し、様式第1号により、届出書を提出すること。

2 裁断面の品質保持に関する報告書の提出

過去、裁断面を原因とした不良品が多く発生した事例があることから、縦裂け等の不良品が発生することのないよう、裁断面の品質保持策について文書にて提出すること。

3 品質、強度等

本製造にあたっては、第一次点検を受け、発注者の了承を得たサンプル品と同品質以上のものを製造すること。なお、第二次点検において不適合となった場合は、第一次点検の結果や本製造への移行の有無に関わらず、仕様書の規定を満たす品質のものへ修正し製造すること。

4 その他

- （1）第一次点検合格後、本仕様書を十分確認の上、受注者の責任で本製造を開始すること。
- （2）強度、寸法、品質等、本仕様書に適合した指定袋を製造すること。
- （3）可燃ごみ指定袋製造時に強化剤（メタロセン）2%を混入したことがわかる動画を製造ラインごとに撮影し、撮影した動画をDVDに保存し、後記第7（納入時の検査について）の検査前に発注者へ提出すること。
- （4）製造する指定袋について偏肉（厚さの）が生じないように、製造時のインフレーションの工程において、原反1ロールにつき最低5回以上、定期的に製造物の厚さを確認しながら製造すること。
- （5）製造工程において、袋本体及び外装等に不要な文字や絵、図形等が記されないよう管理を徹底すること。

第6 納入について

1 納入期限・納入数量

以下のとおり分割納入とし、分割回ごとの納入期限及び納入数量については次表のとおりとする。

	倉庫納入期限	第三者検査機関の 試験結果提出期限	容 量	用途	枚 数(箱数)
第 1 回	令和9年3月31日	令和9年4月30日	可燃ごみ用 45 ℓ	販売用	2,500,000 枚 (5,000 箱)
			可燃ごみ用 30 ℓ	販売用	2,000,000 枚 (4,000 箱)
			可燃ごみ用 20 ℓ	販売用	1,300,000 枚 (2,600 箱)
			可燃ごみ用 10 ℓ	販売用	1,000,000 枚 (1,000 箱)
			不燃ごみ用 20 ℓ	販売用	350,000 枚 (700 箱)
			不燃ごみ用 10 ℓ	販売用	200,000 枚 (200 箱)
第1回 合計					7,350,000 枚 (13,500 箱)
第 2 回	令和9年4月30日	令和9年5月31日	可燃ごみ用 45 ℓ	販売用	1,500,000 枚 (3,000 箱)
			可燃ごみ用 30 ℓ	販売用	1,500,000 枚 (3,000 箱)
			可燃ごみ用 20 ℓ	販売用	1,300,000 枚 (2,600 箱)
			可燃ごみ用 20 ℓ	支援用	600,000 枚 (1,200 箱)
			可燃ごみ用 10 ℓ	販売用	500,000 枚 (500 箱)
			可燃ごみ用 10 ℓ	支援用	70,000 枚 (70 箱)
			可燃ごみ用 5 ℓ	販売用	50,000 枚 (50 箱)
			不燃ごみ用 20 ℓ	販売用	300,000 枚 (600 箱)
			不燃ごみ用 10 ℓ	販売用	150,000 枚 (150 箱)
			プラ資源用 30 ℓ	販売用	500,000 枚 (1,000 箱)
			プラ資源用 15 ℓ	販売用	150,000 枚 (150 箱)
第2回 合計					6,620,000 枚 (12,320 箱)

第3回	令和9年5月31日	令和9年6月30日	可燃ごみ用 45 ℓ	販売用	1,500,000 枚 (3,000 箱)
			可燃ごみ用 30 ℓ	販売用	1,000,000 枚 (2,000 箱)
			可燃ごみ用 20 ℓ	販売用	1,300,000 枚 (2,600 箱)
			可燃ごみ用 10 ℓ	販売用	500,000 枚 (500 箱)
			可燃ごみ用 5 ℓ	販売用	50,000 枚 (50 箱)
			不燃ごみ用 20 ℓ	販売用	250,000 枚 (500 箱)
			不燃ごみ用 10 ℓ	販売用	100,000 枚 (100 箱)
第3回 合計					4,700,000 枚 (8,750 箱)
第4回	令和9年6月30日	令和9年7月31日	可燃ごみ用 45 ℓ	販売用	1,300,000 枚 (2,600 箱)
			可燃ごみ用 30 ℓ	販売用	1,000,000 枚 (2,000 箱)
			可燃ごみ用 20 ℓ	販売用	1,000,000 枚 (2,000 箱)
			可燃ごみ用 10 ℓ	販売用	500,000 枚 (500 箱)
			可燃ごみ用 5 ℓ	販売用	50,000 枚 (50 箱)
			不燃ごみ用 20 ℓ	販売用	250,000 枚 (500 箱)
			不燃ごみ用 10 ℓ	販売用	100,000 枚 (100 箱)
			プラ資源用 30 ℓ	販売用	994,000 枚 (1,988 箱)
			プラ資源用 15 ℓ	販売用	294,000 枚 (294 箱)
第4回 合計					5,488,000 枚 (10,032 箱)
合 計					24,158,000 枚 (44,602 箱)

なお、納入は第三者検査機関による各種各容量の試験結果の提出により履行完了とする。

2 納入計画書の提出について

第一次点検終了後、納入回ごとに倉庫への納入日及び第三者検査機関の試験結果を提出する日までのスケジュールが分かる納入計画書を発注者へ提出し、発注者の承認を受けること。

3 納入場所

販売用	発注者又は発注者が指定する千葉市指定袋保管・管理・配送業務の受注者の倉庫とし、別途指示する。
紙おむつ等 使用世帯 支援用	発注者又は発注者が指定する千葉市紙おむつ等使用世帯支援用指定袋保管梱包配送業務の受注者の倉庫とし、別途指示する。

4 倉庫へ納入する時の手続

- (1) 納入については、大量となるため、発注者及び発注者が指定する千葉市指定袋保管・管理・配送業務の受注者等と納入日及び納入する倉庫、納入数量等について事前に十分に

協議、調整し、最終的には発注者の指示に従うこと。

- （２）納入は発注者が指示した納入場所において荷降ろしまでの作業が含まれ、その他使用パレット等については、発注者及び発注者が指定する千葉市指定袋保管・管理・配送業務の受注者等と事前に協議し決定すること。
- （３）納入後のトラブルを回避するため、倉庫へ納入する度に納入日及び納入数量を記載した受領書を受注者が作成し、発注者が指示する納入先の受領印を徴し、その写しを発注者へ提出すること。
- （４）受注者は、分割納入期限ごとに、納入日、納入先及び納入数量が分かる納品書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。
- （５）受注者は、納入した指定袋の品質等について、前記第５に基づき製造されたことを確認する報告を、分割納入期限ごとに様式第２号により作成し、発注者へ提出すること。
- （６）その他納入に関しての不明な点等については、発注者と協議を行い、最終的には発注者の指示に従うこと。

第７ 納入時の検査について

１ 目的

実際に発注者が指示する指定袋保管場所に納入される指定袋が、本仕様書並びに発注者の指示した事項及び発注者と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。なお、本検査は前記６の１に定める分割納入期限ごとに実施する。

２ 検査方法

- （１）受注者は、発注者が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。
- （２）受注者は、前記第６の１の指定袋倉庫納入期限までに指定された数量の納入を完了したとき、その旨を発注者に通知すること。
- （３）通知を受けた発注者は、納入数量・納入時の状態等について納入検査を行い、倉庫への納入が完了したことを確認する。
- （４）発注者は、パレット積みされた外箱の中から無作為に抽出した指定袋３組を前記第４の５と同様の方法で品質検査を実施する。

３ 第三者検査機関による試験結果の提出

- （１）受注者は、発注者が無作為に抽出した外箱の中からさらに無作為に抽出した指定袋について、国内の第三者検査機関にて検査すること。検査対象とする指定袋は、発注者が受注者の指定する国内の第三者検査機関へ送付するものとする。
- （２）検査内容については別紙４に定める試験項目とする。
- （３）受注者は、第三者検査機関による各種各容量の試験の結果が本仕様書の基準に適合したことを証明する検査証明書の原本を、前記第６の１の第三者検査機関の試験結果提出期限までに発注者へ提出すること。
- （４）検査に係る一切の費用は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者が受注者の指定する国内の第三者検査機関へ送付する送料は除く。

４ 品質検査不合格の対応

- （１）品質検査に不合格の場合、発注者は受注者に対し、指示書により期間を指定して再製造を命じる。
- （２）再製造の後、再度納入を行う場合においても前記２、３と同様に対応すること。
- （３）発注者が不適合とした全ての指定袋等は、受注者の責任において撤去の上、細かく裁断するなど発注者の指示に従って処分し、処分結果を文書で発注者へ報告すること。
- （４）受注者は不適合となった原因究明を行い、今後の改善策について、文書にて発注者へ報告すること。
- （５）再製造に係る全ての作業に要する費用は受注者が負担するものとする。

５ 自主検査の実施

工場から指定袋を出荷する際には、必ず受注者の責任において自主検査を実施すること。

第８ 委託料について

１ 請求時期

発注者は、前記第７の検査結果を受注者へ通知する。受注者は、前記第７の検査に適合した場合は、受注者へ委託料の支払いを請求することができる。

２ 支払い

委託料の支払いは、別紙５のとおりとする。

第９ 不良品対応等について

１ 不良品対応

- （１）本仕様書における不良品とは、破れやすさ、縦裂け、底抜け、印刷ミス、枚数不足、外装袋のバーコード読み取り不可、段ボールの潰れ、汚れ等、市が販売することができない製造不良品のことをいう。
- （２）製造時に不良品が出ないように、製造現場への不良品の見分け方等の教育、不良品混入の有無の確認、納入前のコンテナの損傷確認や積み方指導など、厳重に管理を行うこと。特に、Ｕ形部分の切断については、持ち手部分を左右に引っ張ったときに簡単に裂けにくくなるよう、カッティング及び刃の状態に注意を図り加工すること。
- （３）受注者は、納入した指定袋について、不良品の存在が判明した場合は、その原因について速やかに調査を実施し、調査報告書及び改善計画書を発注者に提出すること。
- （４）納入後、納入した指定袋が不良品と判明した場合には、受注者の責任において再製造し納品すること。また、再製造から納品に要する一切の費用（検査、交換、回収等）は、受注者負担とすること。
- （５）受注者は、外装袋に記載する連絡先にて、市民及び指定袋取扱店等からの不良品に関する問合せに対応すること。また、不良品に関する苦情を受けた場合は、速やかに良品と無償交換するなど適切な措置をとるとともに、速やかに発注者にその旨を連絡すること。
- （６）不良品対応用の指定袋の数量は、納入数量には含めず、受注者が保管・管理すること。
- （７）受注者は、発注者及び千葉県指定袋保管・管理・配送業務の受注者が市民及び指定袋取扱店等から受領した不良品について、発注者の指示に従って回収すること。なお、回収に係る一切の費用は受注者が負担するものとする。
- （８）納入品から無作為に抽出した指定袋３組の品質検査のみで適合の確認を行うことから、指定袋流通後において、発注者が指定する千葉県指定袋保管・管理・配送業務の受注者の倉庫からその月に出庫した組数に対して 0.01%以上の苦情を受ける事態が発生した場合は、納入後であっても、不適合品として、同時期に製造し納入した指定袋の在庫品全てを受注者の負担で再製造等すること。
- （９）納入後、納入した指定袋が本仕様書の基準等に適合していないことが判明した場合は、発注者と協議の上、必要な措置を講じること。なお、本対応に係る一切の費用は受注者が負担するものとする。
- （１０）不良品・不適合品として交換・回収したものについては、発注者と協議の上、市場に流通しないよう、受注者の負担で厳正に処分し、処分結果を文書で発注者へ報告すること。

第１０ その他注意事項について

１ 指定袋の管理等

- （１）製造した指定袋等は、納入までの間、適切な品質管理・保管を行うこと。
- （２）指定袋の製造にあたって、本仕様書に基づいた指定袋の品質確認等のために発注者が立入検査を求めた場合は、速やかに応じること。
- （３）発注者が製造工場において製造過程の検査を求めた場合は、速やかに応じること。この際、発注者が指定する日程で案内人を同行させるものとし、製造工場が海外の場合は日本語が通じる環境を構築すること。
- （４）前記における発注者職員の旅費は発注者の負担とするが、案内人及び通訳等の旅費は受注者の負担とする。なお、旅費とは、検査日程中に係る一切の費用をいう。

- （5）受注者が製造した不良品を含む全ての指定袋について、発注者が管理する方法以外に使用されることがないよう、徹底した管理を行うこと。
- （6）発注者に納入するもの以外の指定袋の処理については、その処理方法につき発注者と協議を行った上で、最終的には発注者の指示に従い確実にを行うこと。

2 版について

- （1）本仕様書並びに発注者の指示した事項及び発注者と協議の上決定した事項に従い製版した版の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者が必要とする場合は、版を電子データで返却すること。
- （2）指定袋製造に使用した版については、契約終了後、速やかに破壊の上、廃棄すること。

3 その他

- （1）本仕様書に定める事項以外に、発注者が別途指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。
- （2）本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するが、合意に達しない場合は発注者の指示に従うものとし、受注者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。